

概要

夜間における犯罪の防止及び交通安全を図るため、市内の一部区域内における自治会等が行う防犯灯の設置及び維持管理に対して補助金を交付している。

背景

浜松市においては、自治会を中心とした各種団体で組織された「町を住みよくする会」が市の補助を受けて、昭和33年から幅広い地域活動を行ってきたところであり、これらの活動の中の防犯灯事業について、昭和53年から自治会への補助として制度を開始した。

防犯灯設置費等補助

1. 概要

市内の一部区域（中区、東区、南区等）における自治会等が行う防犯灯の設置又は維持管理に対し、補助金を交付している。

2. 補助対象

自治会が設置する防犯灯で、以下の設置基準等に適合するもの

【設置基準】

- 防犯灯間の距離が30m以上あること
- 40W以内の蛍光灯・水銀灯・白熱灯等であること
- 商店街振興を目的とするものでないこと
- 個人の庭や駐車場を照らしていないこと

【維持管理基準】

自治会の事務所等に防犯灯の維持管理台帳及び防犯灯の位置図を常時備え置くこと



【補助を受けて設置された独立式防犯灯】

3. 補助金額

【防犯灯設置費補助金】

- 共架式：一灯につき14,400円（限度額）
- 独立式：一灯につき36,000円（限度額）

共架式...既設柱及び外壁等に取り付けるもの
独立式...専用の柱を設置し、取り付けるもの

【防犯灯維持管理補助金】

- 電気料：全額
- 補修費：一灯につき700円

4. 活用制度

- 地域住宅交付金（提案事業）
- ...防犯灯設置費補助金
- 維持管理補助金は市単独事業として実施

実績・評価

【実績】（平成2年度から平成17年度までの累計）

- 共架式防犯灯：14,741灯（211百万円）
- 独立式防犯灯：2,024灯（70百万円）

【評価】

防犯灯の設置補助を通じ、自治会の地域安全活動が活発になり、地域住民に安心を与えている。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	企画部 市民協働推進課
関連部局	建築・住宅部 住宅課

【連携のポイント】

従来、市の単独事業として実施してきた防犯灯の設置補助について、住宅課と連携することにより地域住宅交付金（提案事業）を活用することができた。

また、各自治会毎の防犯灯の希望灯数の把握に際しては、自治会連合会役員会に取りまとめ協力を要請しながら補助事業を進めている。

問い合わせ先

企画部 市民協働推進課
053-457-2094